

令和 7 年度

玉名市健全化判断比率審査及び資金不足比率審査意見書

玉名市監査委員

玉市監第121-1号
令和8年8月17日

玉名市長 藏原 隆浩 様

玉名市監査委員 藤森 竜也
玉名市監査委員 坂本 祐資
玉名市監査委員 立川 信之

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関する意見について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項
に基づき、令和7年度の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎と
なる事項を記載した書類を審査したので、意見を付し送付します。

1 審査の基準

玉名市監査委員監査基準に準拠して実施した。

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

3 審査の対象

令和7年度決算（一般会計・特別会計）に基づく、健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の実施場所及び期間

玉名市監査委員事務局

令和8年8月3日から令和8年8月13日まで

5 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基準となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかを主眼とした。

6 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類、決算書、その他関係書類が関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類を審査し、必要に応じ関係職員の説明を求めた。

7 審査の結果

上記の1～6までの記載事項のとおり審査した限りにおいては、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に適合し、かつ、正確に作成されていると認めた。

目 次

健全化判断比率審査	1
1 健全化判断比率審査意見書	3
(1) 健全化判断比率の状況	4
(2) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況	5
(3) 実質公債費比率の状況	6
(4) 将来負担比率の状況	7
(5) 実質収支額の状況	8
資金不足比率審査	9
1 水道事業会計資金不足比率審査意見書	1 1
2 公共下水道事業会計資金不足比率審査意見書	1 2
3 農業集落排水事業会計資金不足比率審査意見書	1 3
4 浄化槽整備事業特別会計資金不足比率審査意見書	1 4
(1) 資金不足比率の状況	1 5

健全化判断比率审查

令和7年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

健全化判断比率	令和7年度	早期健全化基準	備 考
ア 実質赤字比率	— (△6.14)	12.54	
イ 連結実質赤字比率	— (△15.84)	17.54	
ウ 実質公債費比率	7.1	25.0	
エ 将来負担比率	37.1	350.0	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合「—」と表示し、参考値として黒字の比率を(△)で示す。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率については、令和7年度の実質収支は黒字で、実質赤字比率は△6.14％となっており、早期健全化基準の12.54％と比較すると、これを下回り健全な状況である。

イ 連結実質赤字比率については、令和7年度の連結実質収支は黒字で、連結実質赤字比率は△15.84％となっており、早期健全化基準の17.54％と比較すると、これを下回り健全な状況である。

ウ 実質公債費比率について、令和7年度の実質公債費比率は7.1％となっており、早期健全化基準の25.0％と比較すると、これを下回り健全な状況である。

エ 将来負担比率について、令和7年度の将来負担比率は37.1％となっており、早期健全化基準の350.0％と比較すると、これを下回り健全な状況である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(1) 健全化判断比率の状況

(単位: %)

		玉名市	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
			—	—	7. 1	37. 1
標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12. 54	17. 54	25. 0	350. 0
	19,037,351 0	財政再生基準	20. 00	30. 00	35. 0	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、

「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は「—」で表示する。

(2) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一般会計	1,169,139
	一般会計等に属する特別会計	
小 計		1,169,139
標準財政規模		19,037,351
実質赤字比率(%)		-6.14

※

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	国民健康保険事業特別会計	245,686
	介護保険事業特別会計	412,616
	後期高齢者医療特別会計	2,970
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計		
標準財政規模		
実質赤字比率(%)		

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は「負の値」で表示する。

(単位:千円)

会 計 名		資金不足・剰余額
法適用企業	水道事業会計	534,880
	公共下水道事業会計	570,555
	農業集落排水事業会計	79,683
法非適用企業	宅 地 造 成 事 業 以 外	
	宅 地 造 成 事 業	
浄化槽整備事業特別会計		1,367
合 計		3,016,896
標準財政規模(再掲)		19,037,351
連結実質赤字比率(%)		-15.84

※

(3) 実質公債費比率の状況

(単位:千円)

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	積立不足額を考慮して算定した額	満期一括償還地方債の1年当りの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられ認められる繰入金	一部事務組合等が起こした地方債に充てられた補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為のもの	一時借入金	特定財源の額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び元利償還金(ただし、エは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)
令和5年度	3,635,086	0	0	552,365	224,826	16,034	0	196,648	471,740	2,324,732	195,461
令和6年度	3,544,045	0	0	542,970	197,349	1,928	294	214,865	462,657	2,242,382	280,458
令和7年度	3,482,686	0	0	535,233	229,199	2,202	977	264,449	455,300	2,137,134	325,500

	シ	ス	セ	ソ
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額	地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額
令和5年度	9,016,598	9,323,783	115,977	0
令和6年度	9,064,107	9,533,515	54,803	0
令和7年度	9,272,430	9,764,921	0	0

	実質公債費比率%(単年度)	実質公債費比率%(3カ年平均)
令和5年度	8.01666	7.1
令和6年度	6.93323	
令和7年度	6.62502	

(4) 将来負担比率の状況

将来負担額

(単位:千円)

地方債の 現在高	債務負担行 為に基づく 支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合負担等 見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	設立法人の 負債額等				連結実質 赤字額	組合連結実 質赤字額 負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等		
29,300,788	0	5,750,928	9,041,762	1,820,279	0	0	0	0	0	0	0

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能 基金	充当可能 特定歳入	うち	基準財政需要 額算入見込額
		都市計画税	
6,305,102	2,531,893	2,420,273	31,085,219

将来負担額 A	
45,913,757	

—

充当可能財源等 B	
39,922,214	

=

標準財政規模 C	
19,037,351	

—

算入公債費等の額 D	
2,917,934	

A — B	
5,991,543	

=

C — D	
16,119,417	

将来負担比率(%)

37.1

(5) 実質収支額の状況

一般会計等に係る実質収支額

(単位:千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額 (3) (1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (4) (5~9-10)	継続費 通次繰越 額(5)	繰越明許費 繰越額(6)	事故繰越 繰越額 (7)	事業繰 越額(8)	支払繰 延額(9)	(5)~(9) に係る未収 入特定財源 (10)	実質収支額 (11) (3)-(4)	地方債現在 高 (12)
一般会計	39,869,323	38,541,498	1,327,825	158,686	0	158,686	0	0	0	0	1,169,139	29,300,788
一般会計等に係る特別会計												
合 計	39,869,323	38,541,498	1,327,825	158,686	0	158,686	0	0	0	0	1,169,139	29,300,788

一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位:千円)

特別会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額 (3) (1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (4) (5~9-10)	継続費 通次繰越 額(5)	繰越明許費 繰越額(6)	事故繰越 繰越額 (7)	事業繰 越額(8)	支払繰 延額(9)	(5)~(9) に係る未収 入特定財源 (10)	実質収支額 (11) (3)-(4)
国民健康保険事業特別会計	8,615,783	8,370,097	245,686	0	0	0	0	0	0	0	245,686
介護保険事業特別会計	8,392,894	7,980,278	412,616	0	0	0	0	0	0	0	412,616
後期高齢者医療特別会計	1,266,390	1,263,420	2,970	0	0	0	0	0	0	0	2,970
合 計	18,275,067	17,613,795	661,272	0	0	0	0	0	0	0	661,272

資金不足比率審査

令和7年度 水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	令和7年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— (△82.24)	20.0	

※ 資金不足額がない場合、「資金不足比率 (%)」は「—」で表示し、参考値として資金剰余額の比率を(△)で示す。

(2) 個別意見

ア 資金不足比率について

令和7年度決算審査意見書に記載した水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は171.58%となっている。

したがって、実質的な資金不足比率は△82.24%と資金不足状態ではなく、経営健全化基準の値を下回っており、健全性は維持できているものの、今後とも適正かつ効率的な事業運営を行い、経営基盤の強化に努めていただきたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 7 年度 公共下水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

比率名	令和 7 年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	— (△86.94)	20.0	

※ 資金不足額がない場合、「資金不足比率（％）」は「—」で表示し、参考値として資金剰余額の比率を（△）で示す。

(2) 個別意見

ア 資金不足比率について

令和 7 年度決算審査意見書に記載した公共下水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は 119.9％となっている。

したがって、実質的な資金不足比率は△86.94％と資金不足状態ではなく、経営健全化基準の値を下回っており、健全性は維持できているものの、今後とも適正かつ効率的な事業運営を行い、経営基盤の強化に努めていただきたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和7年度 農業集落排水事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

比率名	令和7年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— (△104.23)	20.0	

※ 資金不足額がない場合、「資金不足比率（％）」は「—」で表示し、参考値として資金剰余額の比率を（△）で示す。

(2) 個別意見

ア 資金不足比率について

令和7年度決算審査意見書に記載した農業集落排水事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は60.80％となっている。

したがって、実質的な資金不足比率は△104.23％と資金不足状態ではなく、経営健全化基準の値を下回っており、健全性は維持できているものの、今後とも適正かつ効率的な事業運営を行い、経営基盤の強化に努めていただきたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和7年度 浄化槽整備事業特別会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	令和7年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— (△12.56)	20.0	

※ 資金不足額がない場合、「資金不足比率 (%)」は「—」で表示し、参考値として資金剰余額の比率を(△)で示す。

(2) 個別意見

ア 資金不足比率について

令和7年度決算審査意見書に記載した浄化槽整備事業の実質収支は、黒字である。

したがって、実質的な資金不足比率は△12.56%と資金不足状態ではなく、経営健全化基準の値を下回っており、健全性は維持できているものの、今後とも適正かつ効率的な事業運営を行い、経営基盤の強化に努めていただきたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(1) 資金不足比率の状況

法適用企業

(単位:千円)

	特別会計名	(1) a-b-c-d-e (-f)						(2) 算入地方債		(3) g-h-i(-j)				(4) 地方債残高 (宅造)	
		流動負債 a	控除企業 債等 b	控除未 払金等 c	控除額 d	PFI建設 事業費等 e	土地前受金 f (宅造)			流動資産 g	控除財源 h	控除額 i	土地評価差額 j (宅造)		
法適用企業	水道事業会計	132,659	389,063	256,404	0	0		0	667,539	667,539	0	0			
	公共下水道事業会計	227,407	666,192	438,785	0	0		600	798,562	798,562	0	0			
	農業集落排水事業会計	16,240	159,751	143,511	0	0		1,200	97,123	97,123	0	0			
法適用企業	水道事業会計							(9)資金不 足額(資金 不足比率)	(10)営業 収益の額－ 受託工事収 益の額	うち指定管 理者利用料 金	(11) 資本＋負債 (宅造のみ)		(12)事業の規 模(10)or(11)	資金不足比 率(9)/(12)(%)	
	公共下水道事業会計							－	650,374	0			650,374	－	
	農業集落排水事業会計							－	656,289	0			656,289	－	
								－	76,447	0			76,447	－	
法適用企業	水道事業会計							(6) 令3条1項の額・令4条の額	(7) 解消 可能資金 不足額	(8) 資金不足額・剰余額 (連結実質赤字比率)					
	公共下水道事業会計							△ 534,880	0	534,880					
	農業集落排水事業会計							△ 570,555	0	570,555					
								△ 79,683	0	79,683					

(単位:千円)

(単位:千円)